

令和8年度旭川市食品衛生監視指導計画の概要

食品の安全性の確保のために

■ 食品関係施設の監視指導

食中毒等の食品事故の発生を防止するため、食品関係施設における法令の遵守状況や施設の衛生状態を確認し、必要な指導を行います。

監視指導は、施設の業態等に応じて計画的に行いますが、食品の取扱量や利用者数、提供食数が大規模な施設などについては、重点的に実施します。

【重点的な監視指導対象施設例】

- 卸売市場
- 旭山動物園内食品関係施設
- 集団給食施設
- と畜場



■ 食品の安全性の確認

市内に流通する食品について、抜き取り検査（収去検査）を計画的に実施し、法令で定める規格基準等への適合状況を確認します。

食品表示に関する監視指導については、国や北海道等と連携を密にし、必要に応じて合同調査などを行います。

食肉となる家畜については、食肉衛生検査所において、1頭ごとにと畜検査を行います。



食品等事業者の HACCP 実施の支援

食品衛生法等の改正により、食品等事業者が講ずべき公衆衛生上必要な措置の基準として、HACCP に沿った衛生管理が制度化されたこと、及び食品の安全性の確保には、HACCP に沿った衛生管理が有効なことから、食品等事業者が HACCP に沿った衛生管理を円滑に導入できるよう、技術的な支援を行います。



関係者への情報提供と意見交換の実施

■ 市民等への情報提供と意見交換の実施

本計画の見直しを行った場合は、旭川地方食品衛生協会や旭川消費者協会等の関係団体を通じて、市民からの意見を適切に聴取します。また、計画について、本市ホームページで公開します。

■ 食品等による危害発生防止のための情報提供

家庭における食中毒の発生を防止するため、食中毒予防や食品安全に関する情報、健康被害の発生状況等について、衛生講習会や本市のホームページ等により情報提供を行います。



＜お問合せ先＞

旭川市保健所衛生検査課食品保健係

T E L 0166-25-5324

E-mail eiseikensa@city.asahikawa.lg.jp